

# 平成30年第3回農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年3月26日(月)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時44分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	出席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	欠席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	欠席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	出席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	21名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	佐藤 秀夫 増田 亮太	小林 裕太	
事務局	事務局長	折原 浩幸		主査	齋藤 鏡子	
	主事	千葉 駿介				
説明員	主査	齋藤 鏡子		主事	千葉 駿介	
	主査	佐藤 秀夫		主事	小林 裕太	
	主事	増田 亮太				
会議次第	別添のとおり			配布資料	別添のとおり	

## 審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農用地区域からの除外に係る意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について

## 協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、平成30年第3回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員12名、推進委員9名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時00分】</p>
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第3回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に江原委員、井上委員を指名いたします。
<p><u>日程第1 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u></p>	
議長	日程第1 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の1ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、申請者が既存住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p>
議長	説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
議長	番号1につきまして、江口委員から報告をお願いいたします。
江口委員	番号1について3月25日に現地を確認してきました。現地案内図1ページ目を御覧ください。

江口委員	<p>現在、申請地は事務局説明のとおり昭和45年以前から宅地の一部、通路として利用されております。今後も宅地の一部、通路として利用するとの確認をいたしました。</p> <p>したがいまして、この案件につきましては転用理由、付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判断しましたが、皆様の審議をお願いします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第3号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第3号に係る全ての議事を終了いたします。</p>

日程第2 議案第4号 農用地区域からの除外に係る意見について

議長	<p>日程第2 議案第4号 農用地区域からの除外に係る意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課職員、入室]</p>
議長	<p>本案につきましては農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。</p>
農政課	<p>今回、農用地区域からの除外につきまして平成29年12月4日から12月15日までの2週間をもって受付しましたところ、11件の農用地区域からの除外申出、5件の農用地区域への編入申出、1件の認可後の計画変更申の計17件の申出がございましたが、</p> <p>農用地区域からの除外事案番号5、7及び8、並びに農用地区域への編入申出事案番号5の4件については取下願いが提出されておりますので、本日は、この13件につきまして、お諮りさせていただきたいと存じます。</p>
農政課	<p>今回の除外案件を一覧にしてまとめました総括表と、各案件をまとめました資料を配布してございます。</p> <p>説明では、インデックスのついた厚い資料を基に説明させていただきます。</p>

農政課	<p>なお、こちらの資料は回収をさせていただきますので、会議終了後机の上に置いておいてください。</p>
農政課	<p>番号1につきましては、除外申出地は上野田 331-1 です。面積は 267 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>事業計画者は、定期借家賃貸住宅に住んでいますが、祖母の農業の手伝いをしたいと考え、実家の近くの母親が所有する申出地を使用貸借し自己用住宅を建築するために、除外の申し出があったものです。</p>
農政課	<p>番号2につきましては、除外申出地は上野田 988-1 外 1 筆です。合計面積は 378 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>事業計画者は、現在借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い家財道具が増え借家では手狭になったことから、妻の実家に近い申出地を売買で取得し、自己用住宅を建築するために除外の申出があったものです。</p>
農政課	<p>番号3につきましては、除外申出地は下野田 1255-4 で、面積は 20 m<sup>2</sup>です。</p> <p>事業計画者は、平成 29 年 8 月 18 日 白岡市告示第 228 号において今回の申出地に隣接する下野田 1255-3 に自己用住宅を建築するため、除外の認可を受けておりますが、その申出の際にセットバック部分を含めていなかったため、今回祖父所有の申出地を使用貸借し、自己用住宅敷地の拡張をし、セットバック部分として利用するために申出があったものです。</p>
農政課	<p>番号4につきましては、除外申出地は下野田 1332-1 の一部外 1 筆です。合計面積は 360 m<sup>2</sup>です。</p> <p>事業計画者は現在、借家に住んでおりますが、家族が増えたことで手狭になったことから申出地を使用貸借し、自己用住宅を建築するために除外の申し出があったものです。</p>
農政課	<p>番号5につきましては、平成 30 年 3 月 5 日付で取下願が提出されております。</p>
農政課	<p>番号6につきましては、除外申出地は高岩 1928-2 の一部で、申出面積は 335 m<sup>2</sup>です。事業計画者は、現在賃貸アパートに住んでおりますが、子供が生まれたことから家具等が増え手狭になったため、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申し出があったものです。</p>
農政課	<p>番号7につきましては、平成 30 年 3 月 8 日付で取下願が提出されております。</p>
農政課	<p>番号8につきましては、平成 30 年 3 月 14 日付で取下願が提出されております。</p>
農政課	<p>番号9につきましては、除外申出地は実ヶ谷 951-1 で、申出面積は 405 m<sup>2</sup>です。事業計画者は、現在賃貸アパートに住んでおりますが、家族が増えることから現在のアパートでは手狭になるため、実家に近い申出地を売買により取得し、自己用住宅を建築するために除外の申し出があったものです。</p>

農政課	<p>番号10につきましては、除外申出地は千駄野 1008 外 2 筆で、合計申出面積は 2275 m<sup>2</sup>です。事業計画者は、都市計画道路白岡宮代線を整備するにあたり、東北自動車道を跨ぐ(またぐ)工事を行う必要があります、その際に大型クレーンを使用することから、申出地を売買により取得し、地盤改良を行い、道路工事に伴う施工ヤード用地として利用するため、除外の申し出があったものです。</p>
農政課	<p>番号11につきましては、除外申出地は下大崎 1273-1 外 3 筆で、合計申出面積は 3426 m<sup>2</sup>です。</p> <p>事業計画者は、現在下大崎の農産物出荷調整施設(障がい者福祉サービス施設)において、農業を営んでおり、農場のビニールハウス内で青ネギの出荷作業を行っておりますが、出荷量の増加とともに手狭になったことから、既存の施設と一体で出荷作業やカット作業を行うために、申出地を賃貸借し、敷地拡張を行うために除外の申出があったものです。</p>
農政課	<p>続きまして、農用地区域への編入案件について御説明いたします。</p>
農政課	<p>編入1につきましては、申出地の上野田 3 3 1 - 1 については、平成 8 年 2 月に分家住宅として農用地から除外をされている土地でございます。</p> <p>しかしながら、当時の申出者が、除外申出した面積の一部分しか利用せず、当申出地での利用の計画がなくなったため農用地区域への編入をするものでございます。</p>
農政課	<p>編入2につきましては、申出地の上野田 9 8 8 - 1 については、平成 1 8 年 1 2 月に自己用住宅を建てる目的として農用地から除外をされている土地でございます。</p> <p>しかしながら、申出者が母と同居することになり自己用住宅建築の計画がなくなったため、農用地区域へ編入をするものでございます。</p>
農政課	<p>編入3につきましては、申出地の上野田 9 8 8 - 2 については、平成 2 0 年 1 月に自己用住宅を建てる目的として農用地から除外をされている土地でございます。</p> <p>しかしながら、当時の申出者が勤務先である北海道から戻ってくる目途が立たなく、計画がなくなったため、農用地区域への編入をするものでございます。</p>
農政課	<p>編入4につきましては、申出地の高岩 1 0 3 5 - 3 外 1 筆については、昭和 5 4 年 2 月に分家住宅を建てる目的として農用地から除外をされている土地でございます。</p> <p>しかしながら、計画を中止したため、農用地区域の編入するものでございます。</p> <p>なお、この地番については、昭和 6 3 年 1 2 月に除外されていない農地と合筆がされており、現在この地番は存在していないため、閉鎖された公図を添付しています。</p>
農政課	<p>編入5につきましては、平成 3 0 年 3 月 1 4 日付で取下願が提出されております。</p>

農政課	除外認可後の計画変更案件につきまして、変更1についての申出地は実ヶ谷955-2です。面積は330㎡です。 事業計画者は、現在賃貸住宅に住んでいますが、家族4人で今の賃貸住宅で生活するには手狭であることから、申出地を使用貸借し、自己用住宅を建築するために除外認可後の計画変更を行うものです。
議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
岩上委員	番号10について、隣接地がまだ水田で、耕作されているところですので、悪影響のないように配慮をお願いしたいと思います。
農政課	番号10については、周りの水田に対しては今現在、全部白岡市の所有になっています。また、隣に道路用地があり、近くの水田に影響はありません。
岩上委員	現実に、申出地と水田は離れていないので、悪影響のないようにお願いします。
農政課	周囲の水田に悪影響の及ばないように、注意して指摘等を行っていきます。
議長	他に質疑等がありますか。
江口委員	差支えなかったら、買収される土地の値段を教えてくださいませんか。
農政課	買収については農政課で担当しているものではありませんので金額について把握しておりません。
江口委員	工事が終わった後用地はどのように使われる予定なのでしょうか。
農政課	聞いているところでは、新しい生涯学習施設の駐車場として使われる可能性があるかと伺っております。
議長	他に質疑等がありますか。  [質疑なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては全件とも事情やむを得ないものと認め、市へ回答することでご異議ございませんか。  [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第4号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第3 議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する進達の意見について、ご説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の4・5ページ目をご覧ください</p> <p>番号1につきましては、工事現場の地盤が砂地となっていることが判明し、パイピング現象（パイプのように水の通り道ができてしまい、その水流に巻き込まれた土砂が流出してしまう現象）の対策のために予定していた工程が遅れたことから、工事完了日を変更するために、計画変更申請が提出されたものでございます。</p> <p>説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。本案については、計画変更承認相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第5号については、原案のとおり決定します。</p> <p>以上をもちまして、議案第3号から第5号に係る全ての議事を終了いたします。</p> <p>引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は5件でございます。</p> <p>番号1につきましては、共同住宅敷のための転用です。</p> <p>番号2から5につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は9件でございます。</p> <p>番号1から4及び9につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>番号5につきましては、境内地のための転用です。</p> <p>番号6につきましては、住宅敷及びゴミ置き場のための転用です。</p> <p>番号7及び8につきましては、事務所敷のための転用です。</p>

議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[質疑等なしという声あり]</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
議長	<p>質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>農業委員会活動記録の提出についてですが、提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。</p>
事務局	<p>来月の農地改良等現地パトロールについてですが、4月1日～4月28日までの4週間分の担当です。それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。</p>
事務局	<p>来月総会につきましてですが、4月24日（火）午前9時です。議事録署名委員の江原委員、井上委員の両委員は来月印鑑をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の発表について、担当の委員からお願いします。</p>
八木橋委員	<p>爪田ケ谷は昔からの農家の世帯で百戸余りいて、分家も増えているところもありますが、専業で農家をやっている家は3軒で、多くの世帯はサラリーマン家庭で農家を継がない人が多いようです。定年を迎え、3，4反を耕作されている方がほとんどで、その方々も70代となり、10年もすれば遊休地が増えるのではないかと感じています。</p>
渡邊推進委員	<p>畦畔の草刈りの補助金として、市から行政区にいただいておりますが、30年度からは実績報告をしてくださいとの話がありました。地域では自分の土地の畦畔は自分で刈るということでやっていますが、高齢化が進み作業ができない方が多く、耕作してもらっています。そのため耕作者が草刈りをしていますが、いつ草刈りしているか地権者はわからないため、写真を準備できないという方が多いです。皆様の地域ではどうやっているのか聞かせていただきたいです。</p>
議長	<p>今の件でどなたか意見等ありますか。</p>
山岸推進委員	<p>下大崎では、助成金は共用の用水路、排水路の経費に充てています。耕作者には、通水される前に草刈りと浚いをやってもらい、日当を出すかたちに行っています。写真については行政区の役員等が撮り、パソコンで印刷して提出するようになります。</p>
大久保推進委員	<p>地図を使って面積等を集計し、作業する面積を個人別に調査し面積毎に金銭を割り振って、領収書を作って記録に残すようにしています。</p>

渡辺委員	土地を貸していて、借り手が草取りまでやるとなっている場合、写真はどのように添付しているのでしょうか。
大久保推進委員	写真の提出等については細かくは報告されておられません。図面に作業の実績を記入し提出はしています。今後、写真に撮って提出する等で対応をしていくことになると思います。作業については地権者ではなく耕作者主義で考えております。
議長	地域で状況等は異なると思いますが、色々なところを参考にしながら解決していただければと思います。よろしいでしょうか。
渡辺推進委員	ありがとうございました。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。  【終了 午前9時44分】